

物品調達等に係る条件付一般競争入札の実施について

契約課が実施する入札について、現行の指名競争入札から、原則として条件付一般競争入札に変更します。なお、契約課以外の課が実施する業務委託等については変更はありません。

1 実施予定日

平成 30 年 3 月 1 日 公告分から

2 指名競争入札との主な相違点

(1) 三原市ホームページで公告します。 (FAXでの指名通知はありません)

物品調達の詳細については、毎月2回(曜日の決まりはありません)を目処に契約課HPで公告します。

※経過措置として、平成30年9月30日までに限り、参加要件を満たす業者に対し、公告した旨のFAXを送信します。

(2) 仕様書は三原市ホームページに掲載します。 (原則として紙による仕様書の配布は行いません)

仕様書は契約課HPからダウンロードしてください。ただし、インターネット環境がない方のみ希望により契約課窓口にて配布します。

(3) 質問に対する回答は三原市ホームページに掲載します。 (掲載の連絡は行いません)

質問書の様式は契約課HPからダウンロードしてください。質問方法は案件ごとの公告に示します。質問の回答はHPに掲載します。

(4) 初度入札の入札書が変更になります。

初度入札では、入札と入札参加申請を兼ねた様式「入札参加申請書兼入札書」を使用してください。入札と入札参加申請を兼ねるため、辞退の連絡は必要ありません。

(5) 入札日と開札日が異なります。

入札日は2日間設けます。開札は原則として入札最終日の翌日に行います。

入札参加申請書兼入札書は、封入し、公告に定める入札日に契約課へ持参してください。

開札の立会いは任意です(委任状不要)。

(6) 再度入札は原則として開札日の翌日に実施します。

開札において、予定価格の範囲内での入札がなかった場合は、原則として開札日の翌日に1回を限度として再度の入札を行います。再度入札を実施する場合はFAXで案内を送信します。

(7) 落札者は開札の翌日以降に決定します。

開札の結果、予定価格の範囲内で最低(売払いについては最高)の価格での入札をした者を落札候補者とし、開札日の翌日以降、入札参加資格要件の審査を行います。審査の結果、資格要件を満たしていることが確認できた場合は、落札候補者を落札者として決定し、当該落札者へ連絡します。

【問い合わせ先】

三原市契約課契約係

電話 0848-67-6133

FAX 0848-67-6450